

中間市ディスポーザの設置及び管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中間市下水道条例施行規則（平成10年中間市規則第17号）の特例として、ディスポーザの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ ディスポーザ排水処理システム及び直接投入型ディスポーザをいう。
- (2) ディスポーザ排水処理システム ディスポーザ部（生ごみを粉砕する装置をいう。以下同じ。）で生ごみを排水と混ぜて粉砕し、これを排水処理部（粉砕された生ごみを含む排水を処理し、汚濁負荷を低減させる装置をいう。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。）で処理し、公共下水道に排除する装置の総体をいう。
- (3) 直接投入型ディスポーザ 中間市下水道条例（平成10年中間市条例第10号。以下「条例」という。）第16条第4項の直接投入型ディスポーザをいう。
- (4) 生物処理タイプ ディスポーザ排水処理システムのうち、排水処理部において排水を生物処理した後、汚泥等（汚泥その他の生物処理できなかった固形物をいう。以下この号において同じ。）を除去した排水のみを公共下水道に排除し、汚泥等は別途廃棄するものをいう。
- (5) 機械処理タイプ ディスポーザ排水処理システムのうち、排水処理部において排水を機械装置によって固形物と液体に分離し、分離した液体のみを公共下水道に排除し、固形物は別途廃棄するものをいう。

(設置要件等)

第3条 ディスポーザは、次の各号に掲げるディスポーザの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する評価を受けた機器のうち、市長が承認したものでなければ、設置してはならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システム 公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（次号において「性能基準（案）」という。）のうち、ディスポーザ部及び排水処理部の性能に関する基準
- (2) 直接投入型ディスポーザ 性能基準（案）のうち、ディスポーザ部の性能に関する基準

2 直接投入型ディスポーザは、事業及び営業活動等に使用してはならない。

(新設等の計画の確認)

第4条 条例第5条第1項の規定によりディスポーザ排水処理システムの新設等（条例第4条の新設等をいう。以下同じ。）の計画の確認を受けようとする者は、ディスポーザ排水処理システム新設等計画確認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出しなければならない。ただし、申請をする時点で第4号に掲げる書類を添付できないときは、当該書類を提出することを確約する書面を添付し、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する契約の締結後遅滞なく当該書類を提出しなければなら

ない。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの新設等を行う建築物の位置図
 - (2) ディスポーザ排水処理システムの適合評価書の写し
 - (3) ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書
 - (4) ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する契約書の写し
 - (5) 誓約書（生物処理タイプ・機械処理タイプ）（別記第2号様式）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第5条第1項の規定により直接投入型ディスポーザの新設等の計画の確認を受けようとする者は、直接投入型ディスポーザ新設等計画確認申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、正副2通を市長に提出しなければならない。
- (1) 直接投入型ディスポーザの新設等を行う建築物の位置図
 - (2) ディスポーザ部の適合評価書の写し
 - (3) 誓約書（直接投入型ディスポーザ）（別記第4号様式）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前2項の規定により申請書を提出する場合において、ディスポーザの新設等を行う共同住宅を管理する管理組合等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号の管理組合又は賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第2条第2項の賃貸住宅管理業を営む者をいう。以下同じ。）があるときは、当該管理組合等の同意を得なければならない。

（工事の完了届）

第5条 条例第7条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げるディスポーザの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システム ディスポーザ排水処理システム新設等工事完了届（別記第5号様式）
 - (2) 直接投入型ディスポーザ 直接投入型ディスポーザ新設等工事完了届（別記第6号様式）
- 2 前項の様式には、工事写真を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第6条 ディスポーザの所有者は、ディスポーザを廃止したときは、ディスポーザ廃止届（別記第7号様式）に工事写真を添付し、市長に届け出なければならない。

（維持管理）

第7条 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第2項の規定によるディスポーザの維持管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ディスポーザの点検及び水質検査を定期的実施するとともに、当該点検及び検査の記録並びにそれらの実施に関する契約書その他のディスポーザの維持管理に係る書類を3年間保管すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が行うディスポーザの維持管理に関する指導に協力すること。
- 2 前項に定めるもののほか、ディスポーザ排水処理システムの維持管理は、第4条第1項

の規定により市長に提出した書類に基づき行わなければならない。

(立入検査等)

第8条 市長は、ディスポーザの維持管理が適切に行われていることを確認するため必要があると認める場合には、ディスポーザの所有者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

2 市長は、ディスポーザの適切な維持管理を確保するため必要があると認める場合には、下水道法第13条第1項の規定による立入検査等の措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

中間市長 様

ディスプレイ廃止届

中間市ディスプレイの設置及び管理に関する規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

確認申請番号	排水設備第 号 ディスプレイ第 号		
廃止年月日	年 月 日		
所有者 (設置者)	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名	印	
使用者	住所		
	フリガナ		電話番号
	氏名	印	
設置場所	中間市		